

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社ディー・ディー・エス

(E02104)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
【株式の総数】	9
【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	10
(3) 【ライツプランの内容】	13
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	14
(5) 【大株主の状況】	14
(6) 【議決権の状況】	16
【発行済株式】	16
【自己株式等】	16
2 【株価の推移】	16
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	16
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
(1) 【四半期連結貸借対照表】	19
(2) 【四半期連結損益計算書】	21
【第1四半期連結累計期間】	21
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	22
【継続企業の前提に重要な疑義を抱く事業又は状況】	23
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	24

【簡便な会計処理】	24
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	24
【注記事項】	25
【事業の種類別セグメント情報】	27
【所在地別セグメント情報】	27
【海外売上高】	27
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社 ディー・ディー・エス
【英訳名】	DDS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三吉野 健滋
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号
【電話番号】	(052) 533 - 1110 (代表)
(注) 平成21年6月1日から本店は下記に移転する予定であります。	
本店の所在地の場所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号	
電話番号 (052) 533-1110 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 市野 雄志
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号
【電話番号】	(052) 533 - 1110 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 市野 雄志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(千円)	100,193	1,892,589
経常損失()(千円)	156,732	367,348
四半期(当期)純損失()(千円)	554,790	1,828,174
純資産額(千円)	215,477	237,550
総資産額(千円)	1,328,158	1,857,035
1株当たり純資産額(円)	4,529.49	4,851.43
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ()(円)	11,662.11	39,862.51
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	17.2	12.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	133,623	328,930
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	18,835	32,774
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	86,300	108,737
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	36,023	101,195
従業員数(人)	68	69

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第14期、第15期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	68	(6)
---------	----	-----

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	65	(6)
---------	----	-----

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
自社開発製品事業(千円)	10,263
受託開発事業(千円)	516
その他の事業(千円)	-
合計(千円)	10,779

(注)1.上記の金額は、仕入価格によっております。

2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高	受注残高
自社開発製品事業(千円)	45,846	895
受託開発事業(千円)	24,830	42,300
その他の事業(千円)	126,380	126,380
合計(千円)	197,056	169,576

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
自社開発製品事業(千円)	53,163
受託開発事業(千円)	47,030
その他の事業(千円)	-
合計(千円)	100,193

(注)1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当第1四半期連結会計期間における主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
船井電機株式会社	20,400	20.4
エヌティティコムウェア西日本株式会社	13,002	13.0
沖電気工業株式会社	10,980	11.0

3.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

共同事業に関する基本契約

契約相手先	契約概要
梅テック株式会社	<p>(1)主たる契約内容</p> <p>両者が行う共同事業に関わる基本事項を定めたものである。主な内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業を新技術の取得、研究推進及び技術の製品化による収益事業と位置づけ、その共同事業の費用の50%相当額を当社が負担する。 ・当社は、相手先が保有する研究成果に関し、技術移転及び指導協力を受けることができ、技術移転案件について優先的に紹介を受け、技術移転先として検討できる。 <p>(2)契約期間</p> <p>平成14年3月1日より平成15年2月末日までの1年間。ただし、双方いずれかからの契約解除の申し出がない場合は更に1年間の自動更新。</p>

指紋認証技術に関する共同研究契約及び覚書

契約相手先	契約概要
梅テック株式会社	<p>(1)主たる契約内容</p> <p>両者間の「共同事業に関する基本契約」に基づき、指紋認証技術に関する共同研究について定めた契約である。主な内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究が事業化した場合には、当社は相手先に両者が合意した計算式に基づいてロイヤルティーを支払う。 ・共同研究過程で生じた知的財産権は、両者に等分に帰属する。 <p>(2)契約期間</p> <p>平成14年3月1日より平成15年2月末日までの1年間。ただし、双方いずれかからの契約解除の申し出がない場合は更に1年間の自動更新。</p>

販売代理店契約

契約相手先	契約概要
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	<p>(1)主たる契約内容</p> <p>当社は、指紋認証製品（UBF）の日本国内における販売代理権及び取次権を相手先に付与するものである。</p> <p>(2)契約期間</p> <p>平成19年2月1日より平成20年1月31日。ただし、契約満了の90日前までに契約解除の申し出がない場合、1年間の自動更新。</p>

事業提携契約

契約相手先	契約概要
Egis Technology, Inc.	<p>(1)主たる契約内容</p> <p>当社は、平成21年3月24日付で台湾のEgis Technology, Inc.と、以下の内容の技術提携及び資本提携契約を締結しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両社の指紋認証を始めとした生体認証分野における先端技術を用いて新たなソリューションの開発を行うなど長期的な戦略に立った技術提携。 ・Egis Technology, Inc.が今後、筆頭株主となることを前提に有利発行による第三者割当増資を含む資本政策を行う計画及び運転資金を目的として平成21年6月末日を返済期限とした総額200万米ドル（年利2% 当社知財等担保設定）の短期融資を平成21年3月24日及び31日に100万米ドルずつ行うこととする資本提携。

(2)Egis Technology, Inc.の概要

商号：Egis Technology, Inc.

本店所在地：台北市114内湖區堤頂大道二段257號7樓

代表者：Steve Ro Chairman & CEO

資本金：1,550万米ドル

従業員数：150名

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて361,621千円(31.1%)減少し、801,985千円となりました。この主な内訳は、受取手形及び売掛金288,272千円、商品及び製品281,368千円、現金及び預金71,173千円です。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて167,255千円(24.1%)減少し、526,172千円となりました。この主な内訳は、無形固定資産263,201千円、投資その他の資産210,612千円、有形固定資産52,358千円です。

投資その他の資産のうち、投資有価証券は156,288千円で、これは主にDigitalSecu Co., Ltd.、SuperPix Micro Technology Ltd.、(株)カードバンク等に対する出資金から構成されております。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて48,126千円(4.3%)減少し、1,066,517千円となりました。この主な内訳は、短期借入金490,172千円、1年内返済予定の長期借入金287,264千円、支払手形及び買掛金122,262千円です。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末に比べて27,722千円(5.5%)減少し、477,118千円となりました。この主な内訳は、長期借入金452,671千円、退職給付引当金9,590千円です。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べて453,028千円減少し、215,477千円の債務超過となりました。

(2) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ65,171千円減少し、当第1四半期連結会計期間には36,023千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。現金及び現金同等物は、営業活動による資金の支出133,623千円、投資活動による資金の支出18,835千円により、フリーキャッシュ・フローは152,459千円の減少となりました。また、財務活動による資金の収入86,300千円があったものの、資金は期首に比べ65,171千円減少し、36,023千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純損失が545,952千円となり、投資有価証券評価損233,667千円、売上債権の減少162,967千円などにより資金が増加したものの、133,623千円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出25,572千円、「EVE MA」・「EVE FA」といった自社開発ソフトウェアの無形固定資産の取得による支出21,137千円などにより資金が減少し、(株)プライセンの株式売却による収入13,000千円、貸付金の回収10,000千円などにより資金が増加した結果、18,835千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入による収入により資金を180,672千円調達し、短期借入金の返済による支出33,000千円、長期借入金の返済による支出26,222千円により資金が59,222千円減少した結果、86,300千円の純増となりました。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当社グループは周波数解析法と多くのメーカーで採用されているマニユアアルゴリズムを組み合わせた「ハイブリッドアルゴリズム」を昨年発表し、同アルゴリズムに対応した認証端末を製品化するとともに拡販に努めてまいりました。また、指紋認証のみならず他の認証方式も一元管理する多要素認証統合プラットフォームである「EVE MA」のプロモーション活動を進めた結果、顧客認知度が高まり同プラットフォームを採用した案件が増加いたしました。

しかしながら、昨今の経済情勢を反映し、顧客企業の情報セキュリティ予算執行の凍結による見込み案件の納期ずれや失注などの影響があったほか、大手パートナー企業との契約期間終了による業務移管手続きに時間を要したことにより機会損失が発生いたしました。

受託開発事業におきましては、売上・利益ともに計画どおり推移しましたが、当該事業の傾向として12月検収が多く、例年、第1四半期連結会計期間における売上は比較的少ない傾向もあり、年度事業計画に占める水準は低く推移いたしました。これは、事業年度の期首を4月とする顧客が多いことから、これらの顧客からの受注は6月以降に顕在化することによるものです。

なお、事業別セグメントにつきましては、自社開発製品事業として指紋認証機器、映像関連機器および音響関連機器、受託開発事業としてソフトウェア開発、その他の事業として電子部品を主要製品として扱っており、営業利益はそれぞれ 68,710千円、19,269千円、 7,084千円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、100,193千円（前年同期比82.1%減）となりました。

(売上総利益)

当四半期連結会計期間において、従来の「UBF」シリーズ及び組込み向け指紋認証ソリューション「UB-safe」をはじめとする指紋認証機器の売上を計上し、特に大規模向け指紋認証基盤「EVEシリーズ」の売上は順調に推移したことに加え、利益率の低いLED照明関連機器の販売が前連結会計年度で終了したことなどで利益率が12.1%改善したものの、売上高が大幅に減少したことから、売上総利益は30,391千円（前年同期比70.1%減）となりました。

(営業損失)

当四半期連結会計期間の販売費及び一般管理費は、全社的に経費等を削減した結果171,224千円（前年同期比15.2%減）となり、営業損失は140,832千円（前年同期は100,195千円の営業損失）となりました。

(経常損失)

当四半期連結会計期間においては、支払利息等を計上したことにより、営業損失140,832千円からさらに損失が拡大し、経常損失は156,732千円（前年同期は116,755千円の経常損失）となりました。

(税金等調整前四半期純損失)

当四半期連結会計期間におきましては、経常損失156,732千円に加え、棚卸資産評価損44,105千円、固定資産除却損7,492千円、固定資産の減損損失4,992千円、投資有価証券評価損233,667千円、投資有価証券売却損7,000千円、貸倒引当金繰入額2,294千円、事業整理損89,733千円の計389,285千円の特別損失等を計上した結果、税金等調整前四半期純損失は545,952千円（前年同期は116,755千円の税金等調整前四半期純損失）となりました。

(四半期純損失)

当四半期連結会計期間の法人税、住民税及び事業税の額は8,837千円となり、四半期純損失は554,790千円（前年同期は110,111千円の四半期純損失）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しについては、昨今の経済情勢など依然として不透明な環境が続く中で、国内景気は弱含みで推移するものと思われます。

情報セキュリティ業界においても、顧客のセキュリティ予算凍結や受注競争など厳しい状況が予想されます。このような中、市場環境、需要動向などに的確に対応し、収益事業への選択と集中及び積極的な営業活動を展開して業績の確保に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備の新設、除却等はありません。

また、新たに確定した主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,360
計	135,360

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行株数 (株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,572	47,572	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	47,572	47,572	-	-

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「提出日現在発行株数」欄には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)による株式の増加は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年6月20日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	-
権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	5,556
新株予約権の行使期間	自 平成14年6月1日 至 平成22年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 5,556 資本組入額 5,556
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割及び調整前行使価額を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式に行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、当社は平成16年12月31日付及び平成18年7月1日付の1株を3株にする株式分割に伴い、払込金額、発行価格及び資本組入額を調整しております。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

- イ. 行使時においても当社の特定支援者、取締役及び従業員の地位を保有していることを要する。但し、当社の取締役であった者がその地位を離れた後、直ちに監査役に就任したときは、当該監査役の地位を有する間、新株予約権の行使を認める。
- ロ. 新株予約権行使者が当社の特定支援者、取締役又は従業員のいずれかの地位をも失ったときより3ヶ月以内に死亡したときは、新株予約権の相続人は死亡時から6ヶ月以内に限り新株予約権を行使することができる。
- ハ. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）に関する事項は、次のとおりであります。

平成16年12月7日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	618
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	618
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	13,334
新株予約権の行使期間	自 平成17年12月1日 至 平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 13,334 資本組入額 6,667
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割及び調整前行使価額を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式に行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、当社は平成16年12月31日付及び平成18年7月1日付の1株を3株にする株式分割に伴い、払込金額、発行価格及び資本組入額を調整しております。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

イ. 権利の喪失事由

禁固以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合

当社以外の同業を目的とする会社の役職員に就職した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

当社の所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

被付与者の死亡により新株予約権が相続されなかった場合

ロ. その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）に関する事項は、次のとおりであります。

平成18年3月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	939,575
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月29日 至 平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 939,575 資本組入額 469,788
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割及び調整前行使価額を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式に行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、当社は平成16年12月31日付及び平成18年7月1日付の1株を3株にする株式分割に伴い、払込金額、発行価格及び資本組入額を調整しております。

(注)2. 新株予約権の行使の条件

イ. 権利の喪失事由

禁固以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合

当社以外の同業を目的とする会社の役職員に就職した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

当社の所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

被付与者の死亡により新株予約権が相続されなかった場合

ロ. その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注)3. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年9月11日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	707
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,070
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	-

新株予約権の行使期間	自 平成20年9月29日 至 平成22年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2	発行価格 - 資本組入額 -
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式取引の終値の90%に相当する金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の50%に相当する金額(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合となるときは行使価額は下限行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(注)2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は次のとおりです。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とする。

(注)3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

(1) 権利行使の停止

発行会社は、割当人に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき行使停止期間を指定することができる。ただし、権利行使期間の最後の1ヶ月を除く。

(2) 権利行使株数の制限

割当人がいずれの暦月においても行使により発行される株式が上場株式数の10%を超えることとなる新株予約権の行使を行わない。

(3) 権利行使の指定

発行会社は、割当人に対し、一定の株数(過去1ヶ月もしくは3ヶ月の東京証券取引所における1日あたりの平均出来高の小さいほうの5日分)を上限として一定期間(20営業日)内のみ権利行使するよう通知することができる。ただし、当該通知の直前における東京証券取引所の普通取引の終値が割当日の終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額以上である場合に限る。

(注)4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年11月15日 (注)1	1,960	3,760	98,000	248,000	-	100,000
平成16年12月31日 (注)2	7,520	11,280	-	248,000	-	100,000
平成17年3月28日 (注)3	360	11,640	6,000	254,000	-	100,000
平成17年11月28日 (注)4	2,700	14,340	631,125	885,125	859,275	959,275
平成17年12月27日 (注)5	300	14,640	70,125	955,250	95,475	1,054,750
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)6	532	15,172	5,636	960,886	2,020	1,056,770
平成18年7月1日 (注)7	29,702	44,874	-	960,886	-	1,056,770
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注)8	627	45,501	4,180	965,067	4,180	1,060,950
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)9	2,071	47,572	76,828	1,041,895	76,828	1,137,778
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	-	47,572	-	1,041,895	-	1,137,778

- (注) 1. 新株引受権付社債のワラントの行使
発行価格 50,000円、資本組入額 50,000円
2. 株式分割
株式1株を3株に分割したことによる増加であります。
3. 新株引受権の行使
発行価格 16,667円、資本組入額 16,667円
4. 公募新株発行
発行価格 467,500円
資本組入額 233,750円
払込金総額 1,490,400千円
5. 第三者割当
発行価格 467,500円
資本組入額 233,750円
割当先 野村證券株式会社
6. 新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。
7. 株式分割
普通株式1株を3株に分割したことによる増加であります。
8. 新株予約権の行使による増加であります。
9. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、三吉野健滋氏から平成21年3月16日付、山村雅典氏から平成21年2月10日付、株式会社サン・クロレラ及びその共同保有者であるサン・クロレラ販売株式会社から平成21年3月24日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年3月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

--	--	--	--

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三吉野 健滋	名古屋市中区	株式 4,112	8.64
山村 雅典	名古屋市千種区	株式 1,907	4.18
株式会社サン・クロレラ	京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369番地	株式 1,300	2.73
サン・クロレラ販売株式会社	京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369番地	株式 2,388	5.02

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,572	47,572	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	47,572	-	-
総株主の議決権	-	47,572	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	81,700	44,150	24,000
最低(円)	48,000	13,270	8,700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第1四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成20年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	² 71,173	² 138,999
受取手形及び売掛金	288,272	453,534
商品及び製品	281,368	333,513
仕掛品	10,228	4,872
原材料及び貯蔵品	46,583	46,849
その他	104,358	185,838
流動資産合計	801,985	1,163,607
固定資産		
有形固定資産	¹ 52,358	¹ 60,523
無形固定資産		
ソフトウェア	212,977	192,756
その他	50,224	63,078
無形固定資産合計	263,201	255,834
投資その他の資産		
投資有価証券	156,288	310,029
長期売掛金	615,808	613,514
その他	54,323	67,039
貸倒引当金	615,808	613,514
投資その他の資産合計	210,612	377,069
固定資産合計	526,172	693,427
資産合計	1,328,158	1,857,035
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	122,262	323,313
短期借入金	490,172	95,000
1年内返済予定の長期借入金	287,264	287,264
未払法人税等	12,817	7,742
賞与引当金	20,360	6,642
その他	133,641	394,681
流動負債合計	1,066,517	1,114,643
固定負債		
長期借入金	452,671	478,893
退職給付引当金	9,590	9,431
その他	14,856	16,516
固定負債合計	477,118	504,840
負債合計	1,543,635	1,619,484

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,041,895	1,041,895
資本剰余金	1,137,778	1,137,778
利益剰余金	2,365,073	1,810,283
株主資本合計	185,399	369,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	99,926
為替換算調整勘定	36,836	38,672
評価・換算差額等合計	36,836	138,598
新株予約権	6,758	6,758
純資産合計	215,477	237,550
負債純資産合計	1,328,158	1,857,035

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	100,193
売上原価	69,802
売上総利益	30,391
販売費及び一般管理費	171,224
営業損失()	140,832
営業外収益	
受取利息	124
雑収入	4,166
営業外収益合計	4,291
営業外費用	
支払利息	9,918
雑損失	6,125
その他	4,147
営業外費用合計	20,191
経常損失()	156,732
特別利益	
固定資産売却益	53
その他	11
特別利益合計	64
特別損失	
固定資産除却損	7,492
投資有価証券売却損	7,000
たな卸資産評価損	44,105
減損損失	4,992
投資有価証券評価損	233,667
貸倒引当金繰入額	2,294
事業整理損	89,733
特別損失合計	389,285
税金等調整前四半期純損失()	545,952
法人税、住民税及び事業税	8,837
法人税等合計	8,837
四半期純損失()	554,790

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	545,952
減価償却費	38,853
減損損失	4,992
賞与引当金の増減額(は減少)	13,717
受取利息及び受取配当金	124
支払利息	9,918
たな卸資産評価損	44,105
投資有価証券評価損益(は益)	233,667
売上債権の増減額(は増加)	162,967
仕入債務の増減額(は減少)	201,050
前渡金の増減額(は増加)	73,629
未払金の増減額(は減少)	14,760
その他	47,617
小計	132,420
利息及び配当金の受取額	123
利息の支払額	1,327
営業活動によるキャッシュ・フロー	133,623
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	25,572
無形固定資産の取得による支出	21,137
投資有価証券の売却による収入	13,000
貸付金の回収による収入	10,000
その他	4,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,835
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	147,672
長期借入金の返済による支出	26,222
その他	35,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,300
現金及び現金同等物に係る換算差額	987
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	65,171
現金及び現金同等物の期首残高	101,195
現金及び現金同等物の四半期末残高	36,023

【継続企業の前提に重要な疑義を抱く事業又は状況】

当社グループは第13期連結会計年度から2期連続して営業損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても140,832千円の営業損失および、554,790千円の四半期純損失を計上し、営業キャッシュフローも133,623千円と前連結会計年度に引続きマイナスとなっております。その結果として、当第1四半期連結会計期間末の純資産は215,477千円の債務超過となりました。また、当第1四半期連結会計期間末における短期借入金等の流動負債は、手元流動性に対して高水準の債務となっており、当該状況により当社は継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社グループは平成21年12月期におきまして、新規事業への拡大を求めています当社の事業につき選択と集中を行い、収益性の改善と財務体質の強化を中心とした業績の改善を図るために次の施策を進めております。

前期、当期と展開してきました海外および新規事業について、設備・経費・人員などのリソースの配分を見直し、収益性の高い、指紋認証を中心とする情報セキュリティ事業に経営資源を集中します。

滞留売掛債権の積極的な回収を進め、キャッシュフローを改善します。

利益率の高い自社製品とくにソフトウエアシステムの重点的拡販に努め利益率とキャッシュフローを改善します。

財務支援のため、第三者割当増資等を含めた資本施策につき、現在複数の事業会社と交渉しております。

取引金融機関に対しては、資本施策等の内容の進捗状況を説明し、引き続き借入金の借換え等を含めた協力を要請していきます。

当期まで、事業拡大を進めた結果、増大した販売管理費を見直し、経費の徹底削減を行います。

本報告書提出日現在における当該状況の解消のための対応等について

前期、当期と展開してきました海外及び新規事業につきまして関連部門の閉鎖とこれにかかわる人員の整理解雇などを実施し、収益性の高い、指紋認証を中心とする情報セキュリティ事業に集中する体制を整えました。

一部滞留売掛債権につきましては、法的手続きを行使しており滞留売掛債権の積極的な回収を進めるとともに一部資産（有価証券）の売却を実施し、キャッシュフローの改善を進めています。

利益率の高い自社製品とくにソフトウエアシステムの重点的拡販に努め利益率とキャッシュフローを改善します。

現在、複数の企業及び投資会社より資本増強の提案を受けており検討を進めております。

取引金融機関に対しては、上記増資による資本施策並びに新たな経営再建計画等の内容について説明を行い、一定期間の元本返済の猶予などの返済条件の見直しにご協力をいただいております。

前期まで、事業拡大を進めた結果増大した販売管理費を見直し、不採算部門閉鎖に伴う整理解雇による人件費の削減ならびに経費の徹底削減を進めています。

なお、当第1四半期に計上いたしました特別損失による債務超過状態につきましては、現在検討を進めております資本増強提案の受諾により第2四半期には解消の予定でございます。今後は、以上の施策をさらに積極的に進め、本年度（平成21年12月度）の目標利益を達成すべく、全社を挙げて取り組んでまいります。

今後は、以上の施策をさらに積極的に進め、本年度（平成21年12月度）の目標利益を達成すべく、全社を挙げて取り組んでまいります。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

「四半期財務諸表に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号平成19年3月14日)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号平成19年3月14日)を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第50号平成20年8月7日)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

従来、総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる、営業損失及び経常損失に与える影響はありませんが、税金等調整前四半期純損失が44,105千円増加しております。

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。

なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。この適用に伴う損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

イ 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出においては、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

ロ 固定資産の減価償却の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 108,676千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 113,527千円
2.担保に供している資産 現金及び預金 35,150千円 上記現金及び預金は、短期借入金35,150千円の担保に供しています。	2.担保に供している資産 現金及び預金 1,454千円 上記現金及び預金は、未払金440千円の担保に供しています。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
1.給与手当 50,911千円
2.賞与引当金繰入額 7,842千円
3.退職給付引当金繰入額 727千円
4.その他 111,743千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
現金及び預金勘定 71,173千円
預入期間が3か月を超える定期預金 35,150
現金及び現金同等物 36,023

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	前連結会計年度末株式数(株)	当第1四半期会計期間増加株式数(株)	当第1四半期会計期間減少株式数(株)	当第1四半期会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	47,572	-	-	47,572
合計	47,572	-	-	47,572
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の株(株)				当第1四半期会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	当第1四半期会計期間増加	当第1四半期会計期間減少	当第1四半期会計期間末	
提出会社	株式会社ディー・ディー・エス 第1回新株予約権(第三者割当て) (注)	普通株式	7,070	-	-	7,070	6,758

(注) 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日～平成21年3月31日)

(単位:千円)

	自社開発製品 事業	受託開発事業	その他の 事業	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	53,163	47,030	-	100,193	-	100,193
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	53,163	47,030	-	100,193	-	100,193
営業利益又は営業損失()	68,710	19,269	7,084	56,525	84,307	140,832

(注)1.事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2.各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
自社開発製品事業	指紋認証機器、映像関連機器、音響関連機器
受託開発事業	ソフトウェア開発
その他の事業	電子部品

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日～平成21年3月31日)

(単位:千円)

	日本	アジア	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	99,297	895	100,193	-	100,193
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,956	979	2,935	2,935	-
計	101,253	1,875	103,129	2,935	100,193
営業損失()	49,362	7,163	56,525	84,307	140,832

(注)1.国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2.アジアに属する国は韓国及び中国であります。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日～平成21年3月31日)

(単位:千円)

	アジア
海外売上高	937
連結売上高	100,193
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	0.94

(注)1.国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2.アジアに属する国は韓国及び中国であります。

(有価証券関係)

当社グループの事業運営において重要な有価証券は保有していないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 3 月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1 株当たり純資産額 4,529円49銭	1 株当たり純資産額 4,851円43銭

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 11,662円11銭

(注) 1 . 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失 () (千円)	554,790
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 () (千円)	554,790
期中平均株式数 (株)	47,572
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	_____

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年5月15日

株式会社ディー・ディー・エス

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 前田 勝昭 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 塚本 憲司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・ディー・エスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディー・ディー・エス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において2期連続して営業損失を計上し、また、当第1四半期連結累計期間においても140,832千円の営業損失及び554,790千円の四半期純損失を計上し、その結果として当第1四半期連結会計期間末の純資産は215,477千円と債務超過の状態となっている。また、前連結会計期間末に引き続いて当第1四半期会計期間末における短期借入金等の流動負債も、手元流動性に対して高水準の債務となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 に記載されているとおり、製品、商品及び原材料については、従来、会社は総平均法による原価法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。